

(仮称) 岩手県手話言語条例の制定について

背景・経緯等

○背景

- ・1880年『ろう教育国際会議』において、ろう教育では口話を教えることが決議され、日本でも1933年にろう学校での手話の使用が事実上禁止されるようになった。
- ・2006年国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において手話が言語である旨規定され、現在は手話が排除されることはなくなったが、手話に対する理解は全国的にまだ十分とは言えず、言葉の問題がろう者の日常生活や社会参加活動において大きな障壁となっている。
- ・近年、全国の聴覚障がい者団体が、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学び、さらには、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けて、手話言語法や手話言語条例の制定を国や自治体に要望している。

○全国の動き

- 平成25年10月 鳥取県が全国で初めて手話言語条例を制定
- 平成26年～平成28年 全国の聴覚障がい者団体が都道府県議会に「手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願」を提出し議会が採択（本県では平成26年10月採択）
- 平成28年7月 鳥取県知事が中心となり「手話を広める知事の会」設立（全都道府県知事が参画）。平成29年度以降、国に対し手話言語法制定を要望（毎年度）。

○本県の状況

- 平成26年10月 「手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願」が提出され議会が採択
- 令和元年6月 県議会に「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が提出され、議会が採択（7月3日）
- 《岩手県手話言語条例の制定を求める請願》
 請願者：（一社）岩手県聴覚障害者協会（以下「聴覚協」）
 請願事項：岩手県手話言語条例を制定し、聴覚障がいの言語としての「手話」の理解や普及、使用に関して基本理念を定め、県、市町村及び事業所の責務を明らかにするとともに、政策の総合的かつ計画的な推進を図ること。

現状及び課題

○県内のろう者の人数（推定）

……聴覚障害者1・2級の身体障害者手帳交付者数（H31.3.31現在）

	総数	1～5歳	6～14歳	15～19歳	20～39歳	40～59歳	60歳以上
1級	59人	0人	0人	0人	1人	17人	41人
2級	1,016人	3人	40人	16人	88人	175人	694人

※「両耳全ろう」で聴覚障害2級に該当。1級は他の障害との重複により1級上の級とされたもの。

○県内の聴覚支援学校の児童・生徒数

（令和元年度学校ホームページより）

	幼稚部	小等部	中等部	高等部	計
盛岡聴覚支援学校	3人	12人	13人	20人	48人
一関清明支援学校	4人	8人	0	—	12人

○県内の手話通訳者の人数（平成31年3月31日現在）

- ・県で登録している手話通訳者は64人。
- ・県内の公的機関における配置されている手話通訳者は26人（下表のとおり）。

区分	人数	内 訳
県	14	県庁障がい保健福祉課1、広域振興局保健福祉環境部等12、福祉総合相談センター1
市町村	8	盛岡市2、奥州市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市各1
国	4	公共職業安定所4（盛岡、釜石、一関、水沢各1）

○手話の必要性（聴覚協との意見交換、手話言語フォーラム（県・全国）より）

- ・聴覚障がい者にとって、手話は知的活動・感性・情緒の基盤となるものである。手話は視覚的な言語であり、手話を使わなければ言葉を獲得できない。手話をどこでも使える環境を作り、手話を使って言葉を獲得できるようにしてほしい。
- ・ろう者にとって手話がない社会は、言葉の通じない外国で生活するのと同じである。不自由なく使える言語があるべきだ。
- ・ろう児は、手話によって豊かな語彙、正しい文法、場面に応じた表現（敬語等）を習得することができる。ろう児の9割は健聴者から生まれるが、ろう児が親と共に手話を習得できる機会は乏しい。乳幼児期に手話を学べる環境の整備が必要である。

○都道府県における手話に関する条例の制定状況

27道府県で条例を制定

県の考え方

本県においては、手話が独自の言語であることへの理解は必ずしも十分でなく、言語の問題が聴覚障がいの日常生活や社会参加活動における障壁となっており、また手話を習得し手話を使って不自由なく生活できる環境が整っているとは言えないことから、（仮称）手話言語条例を制定し、手話に対する県民の理解促進、手話の普及、ろう者の手話習得環境の整備等に向けた取組を推進していくこととしたい。

《条例のイメージ》

※下記は、手話言語条例に最低限必要と思われる事項を記載したものであり、今後、関係団体や庁内関係課等と協議しながら条例骨子を検討していく。

○条例制定の目的

手話の普及及び習得の機会の確保について、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し共生することができる地域社会を築くこと。

○基本理念

手話の普及及び習得の機会の確保は、手話が独自の言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるとの認識の下で推進されなければならないこと。

○県の責務

県民に対する手話の普及及びろう児が手話を習得する機会の確保に関する施策を総合的に策定し実施すること。

○市町村の役割

県が実施する施策に協力・連携するよう努めること。

○事業者の役割

雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備に努めること。

ろう者にサービスを提供するとき、手話の使用について必要かつ合理的な配慮をするよう努めること。

県が実施する施策に協力するよう努めること。

○手話の普及

県は、県民が手話を学ぶ機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めること。

○手話を習得する機会の確保

県は、ろう児等が乳幼児期からその発達段階に応じ、家族とともに手話を習得できる環境の整備を行うよう努めること。

○財政上の措置

県は、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

策定に向けたスケジュール

R2.2.13	岩手県障害者施策推進協議会で方向性を協議
～	この間
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体と条例案について協議 ・岩手県障害者施策推進協議会でパブコメ案、条例案について協議 ・パブコメ及び地域説明会の実施
R3.2月	県議会に提案
R3.4月	条例施行